

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

第2節 第1次計画の成果と課題

第3節 計画の内容

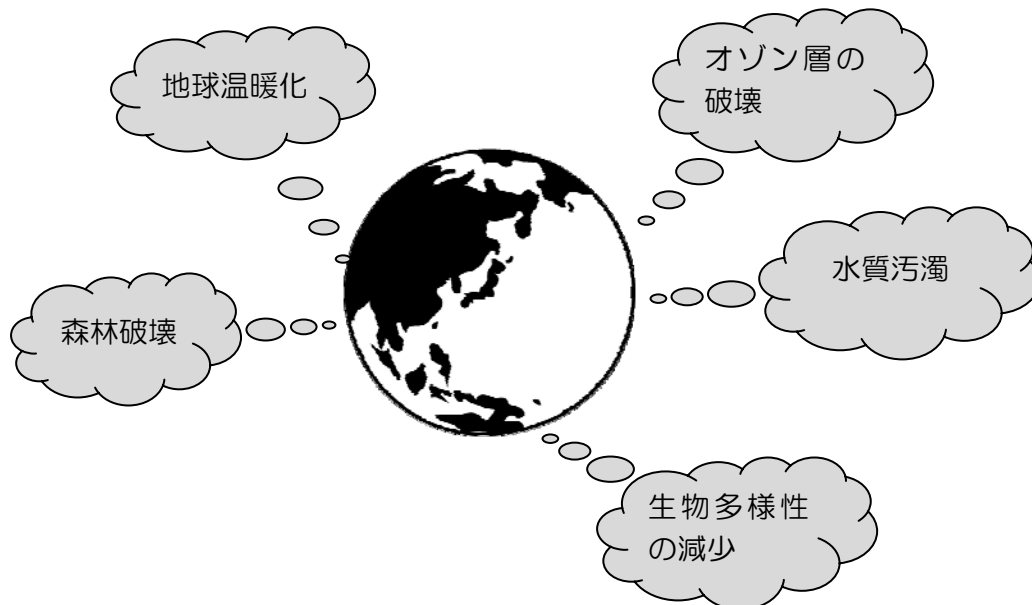
第1節 計画策定の背景

(1) 地球規模の環境問題

地球環境問題は、オゾン層の破壊や地球温暖化、熱帯雨林などの森林破壊、生物多様性の減少、海や河川などにおける水質の汚濁など、いろいろな種類があり、規模が広く深いという特徴があります。これらは、被害や影響が、大気、海や河川などを通じて、国境を越えて地球規模に広がる大きな問題となっています。また、いったん環境が汚染されるとその影響は長期間に及ぶことから、将来世代にも影響を及ぼすことになります。

地球環境問題を引き起こす主な要因は、世界人口の急増、先進国や途上国等の高い経済成長などにあります。世界の人口は、2005年現在の65億人から、2030年には81億人になると推計されています。また、特に中国やインド等の新興大国の急激な経済発展により、エネルギー問題や環境悪化が懸念されています。

このような背景から、環境負荷が少なく、長期間にわたり枯渇しないエネルギー源として「再生可能エネルギー」が注目されています。現時点ではコストや供給安定性の面で課題はありますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災にともなう原発事故がきっかけとなって、地球温暖化対策としてだけでなく、安全なエネルギーとしてその普及促進が望まれています。



(2) 亀岡市の環境問題

亀岡市では、平成14年3月に「亀岡市環境基本計画」(第1次計画)を策定しました。第1次計画の策定から約10年間、亀岡市では、地球温暖化防止や自然環境保全、循環型社会形成などの分野ごとに、それぞれの課題に対応した個別条例や計画などを策定し、制度の構築や施策・事業の実施に取り組んできました。しかしながら、IPCC※1の第4次評価報告書によると、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素は、人為起源による排出量の約半分は大気中に蓄積され、地球の平均気温は明らかに上昇しています。また、地球の有するエネルギー資源、水資源、生物資源をはじめとする限られた資源の大量な採取を通じて、将来の人間活動の基盤が失われ、人間社会の持続性にも影響が及ぶ可能性が生じています。亀岡市においても、不法投棄やごみ処理に関する問題(野焼き等)が後を絶たない状況です。さらに外来生物による生態系や農林水産業への被害も発生するなど、市民生活を脅かすような問題も生じています。

地球温暖化の進行、資源消費の増大、生物多様性の減少などが進む中で、これらの問題を克服し、自然との共生なくして社会・経済の存続や発展はあり得ないという考えが人々に広く共有され、持続可能な社会・経済の仕組みづくりへと時代は大きく転換しようとしています。亀岡市においても、こうした時代の潮流をしっかりと見極め、それに適応した新しい社会・経済のあり方を構築していかなければなりません。

第1次計画策定後の国・府・市の主な取り組み

| 年度 | (平成) | 国の取り組み | 京都府の取り組み | 亀岡市の取り組み |
|------|------|----------------------------|-------------------------------|------------------------|
| 2002 | 14 | エネルギー政策基本法 自然再生推進法 | 京都府循環型社会形成計画 | |
| 2004 | 16 | 外来生物法 | | |
| 2005 | 17 | 京都議定書目標達成計画 | 京都府地球温暖化対策条例 | 亀岡市環境美化条例 |
| 2007 | 19 | 21世紀環境立国戦略 第三次生物多様性国家戦略 | 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 | |
| 2008 | 20 | 生物多様性基本法 環境行動計画2008 | | 亀岡市地球温暖化対策地域推進計画 |
| 2009 | 21 | 自然環境保全法改正 | 電気自動車等の普及の促進に関する条例 | 循環・共生・参加まちづくり表彰受賞(環境省) |
| 2010 | 22 | 生物多様性国家戦略2010 | 新京都府環境基本計画～府民みんなの持続可能な環境ビジョン～ | |

※1 IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル) とは、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構です。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供しています。数年おきに発行される「評価報告書」(Assessment Report)は地球温暖化に関する世界中の数千人の専門家の科学的知見を集約した報告書であり、国際政治および各国の政策に強い影響を与えています。

第2節 第1次計画の成果と課題

(1) 達成状況と残された課題

平成14年3月に策定した「亀岡市環境基本計画」(第1次計画)は、都市・生活型公害の広がりや廃棄物の増加などに加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題に対する警鐘が寄せられるようになった当時の状況を踏まえ、こうした環境問題を巡る新たな課題に、市民、事業者、行政(亀岡市)の各主体が自主的かつ積極的に対応していくことを目指したものです。

第1次計画で策定した22項目の施策、49の具体的施策の行政の達成状況をみると、目標を達成できた項目が全体の56%、概ね目標を達成できた項目が41%と、高い達成率となっています。目標が達成できた主な項目としては、「市民参加の森づくりのため、森林ボランティアの育成・モデルフォレストの実施」、「亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会を設置し、アユモドキの保護保全活動の実施」、「緑の基本計画の策定と推進」、「環境美化条例の制定と推進」、「学校版環境ISOの推進」、「地球環境子ども村による各種体験学習の実施」などがありました。一方、あまり目標を達成できなかった項目もありました。達成率が低かった項目は、「間伐材等、木材資源の有効利用」、「グリーン購入等の推進」、「人材の育成」などでした。

また、市民アンケートの結果から、「亀岡市環境基本計画」の認知度が低いという課題もみえてきました。亀岡市の環境施策の認知度を高めるため、市民・事業者に対する更なる普及・啓発の推進が必要となっています。

行政(亀岡市)の施策の達成状況

| | |
|-------------------------|------|
| 目標を達成できた(76%~100%) | 56% |
| 概ね目標を達成できた(51%~75%) | 41% |
| あまり目標を達成できなかった(26%~50%) | 3% |
| 取り組みが不十分であった(0%~25%) | 0% |
| 計 | 100% |

第3節 計画の内容

(1) 計画の目的と役割

亀岡市環境基本計画は、「亀岡市環境基本条例」(平成12年3月30日制定)に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示すもので、環境施策を総合的・計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。本計画に基づき、市民、事業者、行政(亀岡市)の各主体が自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し快適で住みよい社会を創出し、将来の世代に亀岡の豊かな環境を継承することを目指します。

亀岡市環境基本条例(抜粋)

平成12年3月30日 条例第8号

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持又は向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進しなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

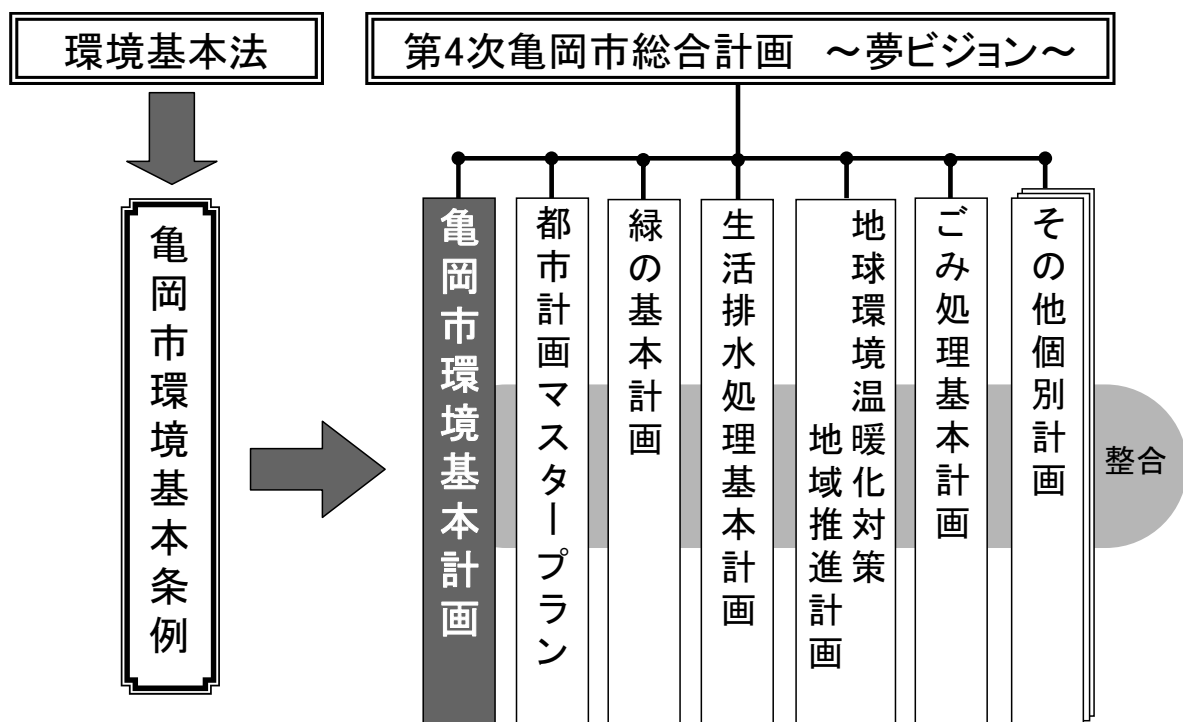
(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(2) 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境の保全、改善、創造に関する基本的な計画です。

亀岡市では平成22年度に、市の各計画の中で最上位に位置し、まちづくり全般にわたる今後の方向性や施策を示した「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」を策定しました。「亀岡市環境基本計画」の第2次計画は、「夢ビジョン」を踏まえつつ、長期的な視点から亀岡市が目指す環境像・社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すために策定するものです。



(3) 計画の対象

対象とする地域

本計画は、亀岡市全域を対象地域とします。

対象とする主体

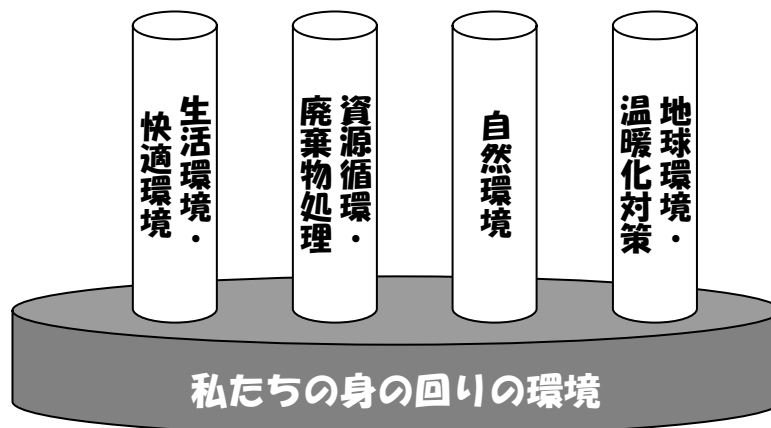
対象とする主体は、「市民」、「事業者」、「行政（亀岡市）」であり、これらの各主体の参画と協働により計画を推進することとします。

対象とする領域

私たちの身の回りには、様々な環境が取り巻いており、それらは相互にそして複雑に関係しあっています。

本計画では、以下の4つの観点から定義した領域を対象とします。

- | | | |
|----|-------------|---------------------|
| 身近 | ○生活環境・快適環境 | （公害、まちなみ、景観など） |
| ↑ | ○資源循環・廃棄物処理 | （3R、不法投棄対策など） |
| ↓ | ○自然環境 | （生物多様性、外来種対策など） |
| 全体 | ○地球環境・温暖化対策 | （低炭素社会、再生可能エネルギーなど） |



第2次計画の4つの柱

(4) 計画の期間と目標年度

本計画の期間は、2021（平成33）年度を目標年次とする10年計画とします。ただし、本計画を将来とも実効性のあるものとするために、環境に対する社会経済情勢や科学技術の進歩、市民ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとします。